契約保証金の納付について

この契約の締結には、契約上の義務の履行を確保するために徴する担保として契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付が必要です。ただし、次の各号の一に掲げる場合においては、契約保証金が免除となります。

(１)　契約者が損害保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(２)　過去２か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（建設工事を除く。）を２回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

この場合、契約、履行をした実績を証明する書類が必要となります。

(３)　法令の規定に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。